

多摩区社会福祉協議会「第 4 期地域福祉活動計画」策定について

1 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、平成 12 年 4 月に改正された社会福祉法によって社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられたことにより、社協が進める地域福祉活動を地域住民や地域の福祉関係者の参画のもとで計画的かつ着実に実施するために 6 か年ごとの活動の方向性や目標を示した計画となります。

2 改訂のポイント

- (1) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける取組の反映
- (2) 行政による「我が事・丸ごと」の地域共生社会の反映
- (3) 行政との連携促進

3 計画期間

年度	区役所	多摩区社協
30 年度	第 5 期地域福祉計画	第 4 期地域福祉活動計画
31 年度		↓
32 年度	第 6 期地域福祉計画	中間見直し
33 年度		第 4 期地域福祉活動計画（見直し後）
34 年度		
35 年度		

4 行政との連携

- ・一体的な策定

目標を全く同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは行政と同じ方向性であり、重点的な取り組みをあわせていくなどの手法をとる。具体的には、「基本的な理念の共有」や事務局間の連絡会議の開催などを通じて「計画の策定プロセスの共有化」を図る。

5 スケジュール

別紙「第 4 期地域福祉活動計画策定にあたってのスケジュール」参照

6 地域住民懇談会の開催

別紙「地域住民懇談会 実施要項」参照

## 第4期地域福祉活動計画策定にあたってのスケジュール

基本理念「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまちづくり」

月	市・区	第4期計画【策定】	区社協・会議等
		地域住民懇談会	
4			
5	分析レポートチェック ① 計画会議	内容の調整	
6	地域課題整理 理念等検討	地区社協への依頼・会場調整	① 区理事会・評議員会 計画全体像提案
7	② 計画会議	広報	計画案作成
8	施策取りまとめ	広報	会員種別会議 ① 担当理事会：意見共有・交換
9	計画初校	意見集約	
10		意見集約	活動計画案修正作業 ② 担当理事会
11	③ 計画会議 計画最終稿	計画素案作成作業	② 区理事会・評議員会 中間報告
12	パブコメ 区民説明会	計画最終案作成作業	③ 担当理事会 計画素案についての意見交換
1		計画最終案作成作業	
2		計画最終案作成作業	③ 理事会 計画最終案の確認
3	④ 計画会議 計画書・概要版確定	第4期地域福祉活動計画<<決定>> 印刷・発足	

## 地域住民懇談会 実施要項

### 1 実施目的

多摩区社会福祉協議会「第4期地域福祉活動計画」を作成するにあたり、地域住民懇談会は、第4期地域福祉活動計画素案に対し、広く区民の意見を聞く場とするとともに、多摩区社会福祉協議会（以下、「区社協」とする。）及び各地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」とする。）の事業を知っていただく場として開催する。なお、本計画策定にあたり、多摩区役所による第5期地域福祉計画と方向性を同じくすることで、より地域の実情に沿った計画策定を目指していることから、第5期地域福祉計画の説明の場も設けることとする。

### 2 主催

社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会

### 3 協力

多摩区役所保健福祉センター

登戸地区社会福祉協議会

菅地区社会福祉協議会

中野島地区社会福祉協議会

稲田地区社会福祉協議会

生田地区社会福祉協議会

### 4 開催日程

- ① 9月21日（木）10：00～ 宿河原会館
- ② 9月22日（金）14：00～ 生田出張所 3階大会議室
- ③ 9月29日（金）11：00～ 菅会館
- ④ 10月10日（火）10：00～ 福祉パルたま 研修室
- ⑤ 10月16日（月）15：00～ 中野島会館

### 5 参加対象及び定員

地区社協及びその他地域住民 20名程度

### 6 広報及び申込み

#### (1) 広報期間

7月から8月末まで（2ヵ月程度）

#### (2) 広報方法

- ①タウンニュースへの掲載（7月）
- ②町会回覧や掲示板の利用等

#### (3) 申込方法等

- ①申込みは、電話、FAX、メール又は来所で受付（実施日の1週間前を申込締切り）
- ②定員を超える申込があった場合には、別途会場ごとに調整